

産業廃棄物保管施設（**変更**・廃止）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長 殿

保管を行う敷地（事務所や駐車場等、使用権原のある敷地を含む）面積が300m²以上で、保管の用に供される場所の面積（実際に廃棄物を置く敷地面積）が300m²未満の場合、
第17条第1項を選択して下さい。

産業廃棄物の保管に係る事項について

条例
第17条第1項

第17条第2項において準用する同条第1項

のとおり届け出ます。

内

保管の用に供される場所の面積（実際に廃棄物を置く敷地面積）が300m²以上の保管場所の場合、

第17条第2項を選択して下さい。

（法及び条例に基づく届出の変更）

届出者

住所（所在地） 堺市〇〇区〇〇町〇〇〇

氏名（名称） △△建設株式会社

**変更後の
代表者の氏名**

代表取締役 大阪 一郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

**変更
廃止**

が生じたので、堺市循環型社会形成推進

変更前

変更後

【令和〇年度 堺環対第G-〇〇号】

△△建設株式会社
代表取締役 堺 太郎

当初届出の受理書
右上に記載の番号
をご記入ください

変更前の代表者の氏名をご記入ください

変更後の代表者の氏名をご記入ください

△△建設株式会社
代表取締役 大阪 一郎

**代表者の変更が分かる書類
(登記事項証明書等)を添付
してください**

変更・廃止年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

備考 変更の場合、当該変更内容に関連する添付資料等は、届出当初に提出したものと同等のものを添付すること。

【変更等の届出が必要な場合】

- ・下記の第1号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、変更届の提出が必要です。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画
〔産業廃棄物保管施設届出書（様式第1号）の届出事項の変更〕
- (5) 帳簿の備付け場所

※産業廃棄物の保管を廃止したときも同様に届出が必要です